

山LP協第 144 号

令和6年 3月27日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部を改正する規程(案)に対する意見公募について(お知らせ)

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、全LP協から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

会員事業所におかれましては、本改正にご意見がある場合は、ウェブサイトの意見提出フォームによりご提出(令和6年4月15日締切)をいただくとともに、当協会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

#### ○改正概要

緊急時対応を行う保安機関については、現地の道路事情等を勘案されるものの、原則として30分以内に到着することとされているが、離島・山間部等において、地域の事情により「原則として30分以内に到着」することが困難な場合は、以下の事例を参考に設備の設置等を行い、緊急時対応の要件を満たすと判断して差し支えないとの案が示された。

- ① 販売所がない離島における一般消費者等を対象に、供給先の全戸に対して集中監視システムを導入する。
- ② 公安委員会が発行した「緊急自動車指定届出確認書」の写しを提出した申請者に対して、事業所を起点にして最長走行距離40kmとする。
- ③ 一般消費者等に対し、マイコンメーター、ヒューズガス栓及びガス漏れ警報器を設け、定期供給設備点検・定期消費設備調査をおおむね2年に1回以上とする。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局

TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366

e-mail: yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

正会員各位

(一社)全国LPガス協会

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部を改正する規程(案)に対する意見公募について (お知らせ)

標記につきまして、経済産業省のホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同ホームページの意見提出フォームによりご提出(令和6年4月15日締切)をいただくとともに、当協会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

また、当協会からは国の審議会の対応を踏まえ、以下の意見を提出する予定です。

なお、詳細については下記URLよりご確認くださいようお願いいたします。

#### ○経済産業省ホームページ掲載アドレス

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595124030&Mode=0>



#### ○改正概要

緊急時を行う保安機関については、現地の道路事情等を勘案されるものの、原則として30分以内に到着することとなっておりますが、離島・山間部等において、地域の事情により「原則として30分以内に到着」することが困難な場合には、以下の事例を参考に設備の設置等を行い緊急時対応の要件を満たすと判断して差し支えないと案が示されました。

- ① 販売所がない離島における一般消費者等を対象に、供給先の全戸に対して集中監視システムを導入する。
- ② 公安委員会が発行した「緊急自動車指定届出確認書」の写しを提出した申請者に対して、事業所を起点にして最長走行距離40kmとする。
- ③ 一般消費者等に対し、マイコンメーター、ヒューズガス栓及びガス漏れ警報器を設け、定期供給設備点検・定期消費設備調査をおおむね2年に1回以上とする。

## ○全L協提出意見概要

改正案については令和5年3月15日に開催された「産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会（第17回）（以下、液化石油ガス小委員会）」において審議がなされ、改正案が示されたものと考えております。当時の議事録において、フォローアップ等の在り方、やり方につきまして、これから関係団体等と相談していきたいとの発言が経済産業省からありましたが、その後、関係団体等の調整がないままパブリックコメントの手続きが開始されており、液化石油ガス小委員会での経済産業省との回答とは齟齬があると思っております。

この点についての見解及び今後のフォローアップ等の進め方を示して頂きたいと思っております。

改正案2.（4）④について以下のとおり修正願いたく意見いたします。

『また、離島・山間部等において地域の事情により「原則として30分以内に到着」することが困難な場合には、以下のいずれかの事例を参考に設備の設置等を行い緊急時対応の要件を満たすと判断して差し支えないが、地域の事情に応じて判断されるものである。』

ただし、全ての地域において、以下のいずれかの事例を満たすことで緊急時対応の要件を満たすと一律に判断されるわけではないことに留意する。』

なお、今回の改正案は、更なる規制となり、保安に係る費用が膨らむことによりLPガス消費者への負担分の理解が得難いことから、行政より該当する地域のLPガス消費者に対し、改正にあたっては、『LPガスの使用料の負担増となる場合がある』旨を事前にご周知いただくようお願いいたします。

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ：瀬谷、橋本

[トップ](#) > [案件一覧](#) > 保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部を改正する規程（案）に対する意見公募

## 保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について の一部を改正する規程（案）に対する意見公募

募集中

[facebook](#)

[twitter](#)

カテゴリー	国民生活の安全・安心の確保
案件番号	595124030
定めようとする命令などの題名	保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部を改正する規程（案）
根拠法令条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第31条第一号
行政手続法に基づく手続か	行政手続法に基づく手続

案の公示日	2024年3月14日
受付開始日時	2024年3月14日0時0分
受付締切日時	2024年4月15日23時59分
意見提出が30日未満の場合その理由	

意見募集要領（提出先を含む）	<a href="#">意見公募要領</a>	PDF
命令などの案	<a href="#">新旧対照表</a>	PDF
関連資料、 その他		
資料の入手方法	—	
備考		
問合せ先 （所管省庁・部局名等）	経済産業省産業保安グループ ガス安全室	

意見提出前に、意見募集要領（提出先を含む）の全部を確認してください。

意見募集要領（提出先を含む）の全部を確認しました。

意見提出には画像や音声による認証が必要です。

[意見入力へ](#)

[戻る](#)

○保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20210204保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてないものは、これを加える。）

改正後	改正前
<p>保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について</p>	<p>保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について</p>
<p>                     廃止・制定 20210204保局第1号 令和3年2月25日                      改正 20220525保局第1号 令和4年7月15日  <u>20240000保局第0号 令和0年0月00日</u> </p>	<p>                     廃止・制定 20210204保局第1号 令和3年2月25日                      改正 20220525保局第1号 令和4年7月15日                 </p>
<p>2. 技術的能力について</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 緊急時対応の要件</p> <p>緊急時対応を行う保安機関については告示第2条第3号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 告示第2条第3号口中「原則として30分以内に到着し」については保安業務計画書の中の「緊急時対応を行う場合にあつてはその方法」の欄に記載された出動するための手段及び規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面により<u>現地の道路事情等を勘案するものとする。</u></p> <p>また、<u>離島・山間部等において地域の事情により「原則として30分以内に到着」することが困難な場合には、以下の事例を参考に設備の設置等を行い緊急時対応の要件を満たすと判断して差し支えない。</u></p> <p><u>ただし、全ての地域において、以下の事例を満たすことで緊急時対応の要件を満たすと一律に判断されるわけではないことに留意するとともに、「緊急時対応の要件を満たす」ものは、地域の事情に応じて判断されるものである。</u></p> <p><u>(i) 液化石油ガス販売事業者の販売所がない離島における一般消費者等を対象に、供給先の全戸に対して集中監視システムを導入し、常時監視体制を維持することを条件に、当該条件を満たす供給設備及び消費設備に対して行う緊急時対応については要件を満たすと判断。</u></p>	<p>2. 技術的能力について</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 緊急時対応の要件</p> <p>緊急時対応を行う保安機関については告示第2条第3号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 告示第2条第3号口中「原則として30分以内に到着し」については保安業務計画書の中の「緊急時対応を行う場合にあつてはその方法」の欄に記載された出動するための手段及び規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面により<u>現地の道路事情等を勘案するものとする。</u></p>

(ii) 公安委員会が発行した「緊急自動車指定届出確認書」の写しを提出した申請者に対して、事業所を起点にして最長走行距離40kmの区域まで緊急時対応の要件を満たすと判断。

(iii) 県内外いずれの保安機関も30分以内に対応が困難な離島の一般消費者等に対し、マイコンメーター、ヒューズガス栓及びガス漏れ警報器を設け、定期供給設備点検・定期消費設備調査をおおむね2年に1回以上行うことを条件に緊急時対応の要件を満たすと判断。

⑤ [略]

(5) [略]

⑤ [略]

(5) [略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。